

# 南城市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年7月

# 南城市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和3年7月9日改正

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策として、今後も長期的な対策が求められることから、感染拡大に備えた持続的な感染予防対策の定着を図ることを目的に、本ガイドラインを策定する。

また、「沖縄県警戒レベル指標」に準じた、南城市新型コロナウイルス感染症対策について、具体的な対策を別表のとおり示す。

- 「新しい生活様式」の徹底を図ることにより、市民一人ひとりが、感染症予防対策の定着を促進する。
- 市役所及び関連公共施設等における基本的な感染予防対策を定め、来庁する市民及び施設利用者等の感染予防を図る。

## 2. 市民における基本的な感染予防対策への取り組み

### (1) 一人ひとりの基本的な感染対策(厚生労働省の新しい生活様式の実践例より)

#### 感染防止の3つの基本：① 身体的距離の確保、② マスクの着用、③ 手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時や屋内でも会話をするととき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。人ごみの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ・地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式(厚生労働省の新しい生活様式の実践例より)

- ・こまめに手洗い・手指消毒
- ・咳エチケットの徹底
- ・こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- ・身体的距離の確保
- ・3密の回避（密集、密接、密閉）
- ・一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱や風邪症状がある場合はムリせず自宅で療養

### 3. 事業者における基本的な感染予防対策への取り組み(沖縄県事業者向けガイドラインより)

#### (1) 事業者及び従業員における基本的な感染対策

- ① 従業員の就業前の体温測定
- ② 従業員の手指消毒の徹底
- ③ 従業員のマスクの着用
- ④ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ⑤ 入場者に対するマスク着用お願いの周知

#### (2) 基本的な感染拡大予防対策

##### ① 感染症防止のための入場者整理の方法

###### (ア) 密にならないための対策

- ・店内が混雑しないよう、必要に応じて入店制限を実施する。
- ・来客が並ぶ場合、2m程度の間隔を空けるよう床にテープ等を貼り誘導する。

###### (イ) 発熱等の症状のある方の入場制限方法

- ・発熱や咳、頭痛等の風邪症状がある方については、原則として入店(入場)をお断りする。

###### (ウ) その他

- ・店内(施設内)に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求める。
- ・予約による来店や、混雑時間を避けた来店を推奨する表示を行う。

##### ② 対人距離の確保の方法

###### (ア) 接触感染対策

- ・席は対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くする。
- ・他人と共有する物品は可能な限り少なくし、割り箸やコップ等を常時テーブルに置くことを中止する。

###### (イ) 飛沫感染対策

- ・カウンターなどで席が対面となる場合、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・料理は原則として大皿での提供は行わず個別に分けて配膳する。

##### ③ 施設の換気対策

###### (ア) 常時、窓は二カ所以上空けておく。若しくは、1時間に2回以上の換気を行う。

##### ④ 施設・設備・物品等の消毒対策

###### (ア) 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。

###### (イ) 店舗全体への消毒は〇日〇回(適宜)のペースで実施する。

##### ⑤ その他基本的な感染拡大予防策

###### (ア) ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置する。

###### (イ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。

###### (ウ) 唾液等が付着するゴミは、ビニール袋に入れて密閉した上でゴミ袋に入れる。

###### (エ) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行う。

###### (オ) ユニフォームはこまめに洗濯する。

#### 4. 自治会等における基本的な感染症対策への取り組み

##### (1) 自治会等行事における対策

参加者には、マスク着用による来場を周知するとともに、健康状態を確認したうえで参加するよう徹底する。基本的な感染症予防対策を講じるとともに、詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」（2021年（令和3年）4月12日改正）に準じて実施する。

#### 5. 市役所における基本的な感染症対策への取り組み

##### (1) 来庁者に対する感染症対策

① 来庁自粛の協力依頼を行う。（庁舎内掲示物、市ホームページ、QABデータ放送、市広報誌、FMなんじょう）

- ・緊急を要する申請等以外での来庁自粛（郵送請求等）
- ・電話で済む相談業務等については、電話等での対応を行う。

② 発熱等の症状のある方の入場制限

（ア） 庁舎入口に入場制限等の説明看板を掲示する。

（イ） 来庁時に発熱（37.5°C以上）や咳、頭痛等の風邪症状がある方で、緊急性がありやむを得ない理由等がある場合は、職員へ声かけ等を行ってもらい、以下の手順で対応する。

- ・証明書の発行等⇒車等で待機してもらい、対応を行う。
- ・相談業務等の必要な場合⇒別室で対応を行う。

③ その他感染拡大予防策の具体的方法（JAおきなわ、社会福祉協議会等を含む。）

（ア） 庁舎入口に手指の消毒液等を設置する。

（イ） マスクの着用を周知し勧める。

（ウ） 各窓口カウンター等に、アクリル板・透明ビニールカーテン等で、飛沫感染防止用の間仕切り等を設置する。

（エ） 待合用の椅子については、間隔を開けて座るような配置を工夫する。

（オ） 施設の消毒を徹底する。（カウンター、待合椅子、相談室、会議室等）

##### (2) 市役所職員等の感染症対策への取り組み（JAおきなわ、社会福祉協議会等を含む。）

① 基本チェックリストの徹底

（ア） 毎朝の体温測定、健康チェック。

（イ） 手指消毒の徹底

（ウ） マスクの着用

（エ） 執務室内の消毒及び換気

（オ） 席は対面にならないよう配置を工夫し、隣同士の間隔も可能な限り広くする。

（カ） 他人と共有する物品は可能な限り少なくする。

② 庁舎内の消毒等の対策

（ア） 執務室内の机等については、こまめに消毒を行う。

(イ) 会議室等の複数の人が使用する場所については、テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ等について、特に注意して消毒を行う。

(ウ) 待合椅子の間隔をあけ、密接を避ける。

(エ) トイレのハンドドライヤーを停止する。

(オ) 必要に応じ、エレベーター利用の人数制限を行う。

(カ) 来庁者の多い1階トイレの石けんを固形式からポンプ式へ変更する。

### ③ 会議・講演会・説明会等について

参加者には、マスク着用による来場を周知するとともに、検温等を実施し、健康状態を確認したうえで参加するよう徹底する。基本的な感染症予防対策を講じるとともに、詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」

(2021年(令和3年)4月12日改正)に準じて実施する。

(ア) 以下の場合は、庁舎への来庁歴等を把握するため、氏名、住所、連絡先等の出席者名簿等を作成する。

・15分以上の相談業務(相談記録等がある場合は、別途作成の必要はない。)

・職員以外の者が、参加する会議、講演会、説明会等

・入札(土木建築部新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを参照して下さい。)

## 6. 関連公共施設(市役所以外)における感染症対策

### (1) 三密にならないための対策

① 人と人との距離を十分に確保する。(できるだけ2m(最低1m))

② 収容定員の半分程度以内の参加人数にする。

③ 時間差を設けるなどの工夫を行う。

④ 必要に応じて、入場制限を行う。

⑤ 入退場口を分けるなど、人と人が交差する機会を極力減らすよう配慮する。

### (2) 施設の消毒等の対策

① 定期的に、2方向の窓を数分間程度開け、換気を行う。

② 共有する物品(スポーツ用具、テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。

③ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化する傾向があることから、高齢者が多く利用する施設等では、各施設で感染予防について、より徹底した対応を行う。

④ 施設内で感染者が発生した場合には、施設利用を一時中止し、保健所の指導のもと施設内の消毒を実施する。合わせて保健所による追跡調査に協力する。

### (3) 各施設における個別ガイドライン等の策定

① 福祉施設等

南城市老人福祉センター、南城市福祉センター

② 社会体育施設(市HPに注意事項を掲載)

玉城総合体育館、知念体育館、さしきスポレクセンター、南城市陸上競技場、

富祖崎公園陸上競技場、新開球場、富祖崎公園野球場、玉城野球場、玉城庭球場、  
知念屋外庭球場、新開多目的広場、大里内原公園多目的広場、知念屋外運動場、  
志喜屋漁港多目的広場

③ 社会教育施設等(市立図書館を含む) (市HPに注意事項を掲載)

中央公民館、大里農村環境改善センター、各地区図書館

④ 公園等

大里パークゴルフ場、市内公園、市内農村公園

⑤ その他の施設

奥武島体験交流施設（奥武島いまいゆ市場）、南城市志喜屋海浜施設

## 7. その他関連する感染症対策（ガイドライン等）

- ・小中学校感染対策ガイドライン（教育指導課）
- ・南城市議会新型コロナウイルス等感染症感染拡大防止対策（南城市議会）
- ・保健事業（健診等）における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（健康増進課）
- ・南城市支線バス等の運営における新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン（企画課）
- ・感染症等発生時における市内公共交通の対応マニュアル（企画課）
- ・南城市観光協会の管理する施設における「感染症感染拡大予防ガイドライン」（観光協会）  
(斎場御嶽・地域物産館・がんじゅう駅・イノ一館)
- ・糸数アブチラガマ案内センターにおける「利用者への感染拡大防止の案内」  
(糸数アブチラガマ案内センター)
- ・南城市文化センターにおける「感染症感染拡大予防ガイドライン」（文化センター館長）
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（南城市地域活動支援センター野の花）
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（南城市立児童館）
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（親子通園事業）